

楽寿荘通所介護サービス重要事項説明書

< 楽寿荘デイサービスセンター >

1. 事業の目的

社会福祉法人楽寿会が開設する楽寿荘通所介護事業所（以下「事業所という」）は、通所介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

1. 事業所は、利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事等の介護、その他生活全般にわたる援助及び機能訓練等を実施します。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
3. 利用者が、要介護状態等であっても居宅で生活ができるよう通所介護により利用者の機能の維持改善及び日常生活上の援助を行うことにより、利用者並びに家族の介護負担軽減を図ることを目的とします。

3. 事業所の概要

事業所名	楽寿荘通所介護事業所（デイサービス）
所在地	福島県いわき市四倉町上仁井田字横川74番地の1
管理者	佐藤 英介
事業所指定番号	0770400380
サービス提供地域	いわき市平（草野地域）・四倉・久之浜町（田之網地域）
利用定員	月曜日から土曜日24名・日曜日14名（休止中）

4. 事業所の職員体制等

職 種	基準要員	当施設配置	主な職務内容
管理者	1名	1名【兼務】	事業所全般を統括・管理
生活相談員	1名	2名【兼務】	利用者の相談業務に従事
看護職員	1名	2名【兼務】	利用者の健康管理及び機能訓練業務に従事
介護職員	3名	11名【兼務】	利用者の生活介護に従事
訓練指導員	1名	2名【兼務】	利用者の機能訓練業務に従事
調理員	必要な数	1名【兼務】	利用者の給食業務に従事
事務員	1名	1名【兼務】	事務業務に従事

5. 営業時間及びサービス提供時間

1. 営業時間 月曜日～土曜日 7:30～17:00
2. サービス提供時間 9:00～16:10
3. お休みされる時 32-6383 ・ 32-6381 (8:00まで)

6. サービス内容

1. 送迎 専用車輛により、送迎を行います。
2. 健康管理 看護職員が健康管理にあたります。
3. 入浴 入浴又は清拭を行います。寝たきりの方も機械浴で入浴できます。
4. 食事 管理栄養士が立てる献立表により、栄養・身体状況を考慮した給食を提供します。
5. 機能訓練 心身の状況に応じて日常生活に必要なリハビリを行います。
6. 口腔ケア 口腔機能向上と感染症防止のため職員により行います。
7. その他

7. サービスの利用料金

1. 介護保険給付対象となるサービス規程料金は所得に応じ1割又は2割です。
2. それ以外の場合は全額自己負担となります。
3. 料金表【1日あたり自己負担額】

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① 通常規模型通所 ※5 介護費 7時間 以上9時間未満	656円	775円	898円	1,021円	1,144円
送迎を行わない場合	片道 -47円				
② 入浴加算	1回あたり 50円				
③ サービス提供体制 強化加算 (I) イ	1日あたり 18円				
④ 中重度者ケア 体制加算	1日あたり 45円				
⑤ 認知症加算	1日あたり 60円 ※4				
⑥ 介護職員処遇改 善加算 (I)	1ヶ月の利用料金 (①②③④⑤) の 5.9%				
1割負担の場合 ①+②+③+④+⑤+⑥	※2※3 814円 (877円)	940円 (1,003円)	1,070円 (1,134円)	1,200円 (1,264円)	1,331円 (1,394円)
2割負担の場合 ①+②+③+④+⑤+⑥	1,628円 (1,755円)	1,880円 (2,007円)	2,141円 (2,268円)	2,401円 (2,528円)	2,662円 (2,789円)
食費	1食あたり 500円				

- ※1 介護保険の保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合には、一旦利用料の全額（10割）をお支払いいただき、その後市町村に対し保険給付分を請求していただくことになります。
- ※2 上記票の『1・2割負担（①+②+③+④+⑤+⑥）』の金額は介護職員処遇改善加算の計算上、1日辺りの金額は目安となります。
- ※3 上記票の『1・2割負担（①+②+③+④+⑤+⑥）』の下段（ ）の金額は認知症加算算定の場合の金額です。
- ※4 ⑤認知症加算の算定は要介護認定時の主治医意見書における認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ a以上の判定者のみが算定されます。
- ※5 ①の金額は通常規模型通所介護費7時間以上9時間未満であり、体調不良等でサービス提供時間が短縮された際は、実際にサービス提供をした時間帯で算定します。

4. 支払い方法

毎月10日以降前月分の請求書を作成し、利用時にお渡しいたします。次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の30日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 東邦銀行 四倉支店 普通口座 110480 名義 楽寿荘通所介護事業所 管理者 佐藤英介
現金払い	次回利用時に持参するか若しくは、事務所窓口にてお支払ください。 (平日午前8時30分～午後5時30分まで)

8. 事故発生時の対応

利用者にかかわる事故が発生した場合は、健康、生命を第一に、必要な処置を講ずるほか、保険者（いわき市）、代理人の方に速やかに連絡するとともに、事故原因、事故状況、内容等を調査し報告します。事業者の責に帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償いたします。

9. 非常災害対策

消防計画、緊急対応マニュアル等により、避難誘導訓練等を実施し、利用者の人命を第一に避難、誘導の対応をいたします。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供時に、利用者に急変が生じた場合やその必要な場合は、速やかに主治医または協力医療機関へ連絡を行い、指示を受ける等の必要な措置を講じます。

11. 苦情解決の方法

1. 利用者又はその家族は、提供されたサービス等に苦情がある場合は、事業者、介護支援専門員、市町村、国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。

- ・いわき市長寿介護課支援係 0246-22-7467
- ・国民健康保険団体連合会 024-528-0040

2. 事業者は、苦情対応窓口を設置するとともに、苦情が生じた場合には、速やか且つ、誠実に対応いたします。

苦情受付担当者	門馬富士子	TEL 0246-32-6383
	小松 正志	TEL 0246-32-6381
苦情解決責任者	佐藤 英介	TEL 0246-32-6381

12. その他の事項

諸般の事情を考慮して、代理人をお願いしております。

附則

この通所介護重要事項説明書は、平成29年4月1日より施行する。

説明日

平成 年 月 日

事業者はサービスの内容について、上記により重要事項を説明しました。

事業者

所在地 福島県いわき市四倉町上仁井田字横川74番地の1

名称 楽寿荘 通所介護事業所

管理者 佐藤 英介 (印)

説明者

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文章が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

同意日

平成 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ (印)

家族代表者（代理人）

住所 _____

氏名 _____ (印)

続柄 _____